

令和元年 11 月 18 日

自治会長 様
町内会長 様

保土ヶ谷税務署

「保土ヶ谷税務署からのお知らせ」チラシの回覧について

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、保土ヶ谷税務署では、広く地域の皆様に確定申告に関する情報をお知らせするため、「保土ヶ谷税務署からのお知らせ」を作成し、回覧させていただけるよう、区連会をお願いしたところです。

各会長におかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、同封の回覧物を回覧していただけますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

保土ヶ谷税務署 個人課税第 1 部門

連絡調整官 仲谷 秀孝

電話 045-331-1281 (代) 内線 411

(自動音声でご案内しています、「2」番を選択してください。)

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

☎045-331-1281 (代表)

★e-Tax(電子申告)が
ご利用しやすくなりました。



スマホ・パソコンで自宅等から簡単に申告できます

このような方にはお勧めです！

- 医療費控除・ふるさと納税・住宅ローン控除(2年目以降)などで還付申告をする予定の方
- 年末調整をしていない給与所得や年金(雑)所得のある方



- 税務署に行かないで申告手続完了！
- 源泉徴収票、医療費や寄付金の領収書などを税務署に出す必要なし！(自宅で保管が必要です)
- 書面で申告するより、還付金を早期に受け取り！(概ね3週間程度)

やってみたい人は？

運転免許証などの本人確認書類を持って、
税務署でIDとパスワードを取得する

* 税務署の開庁日なら、いつでも、どこの税務署でも手続きできます。

どうやって申告するの？

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、e-Taxを選んで金額などを入力
- ↓
- IDとパスワードを使って送信すれば申告完了！

スマホはこちら↓



www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

* 令和元年分の「確定申告書等作成コーナー」は、令和2年1月6日から利用可能になる予定です。
* ご不明な点及び詳しい内容は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページでご確認ください。

★税理士による無料申告相談が

行われます。

★令和元年分の申告書作成会場は

「日石横浜ホール」で2月17日より開場します。



詳細は裏面をご覧ください。

○税理士による無料申告相談を開催します

～申告書を作成できます～

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月28日(火)	保土ヶ谷公会堂	保土ヶ谷区星川1-2-1	9:30~15:30 開場は9:00
1月29日(水) ~ 1月31日(金)	旭公会堂	旭区鶴ヶ峰1-4-12	
2月4日(火) ~ 2月6日(木)	瀬谷公会堂	瀬谷区二ツ橋町190	

- ※当日の整理券の配付は8:00から行います。(午後の分も配付します。)
- ※相談は1日300名程度を予定しています。
- ※いずれの会場も午前は非常に混雑いたしますのでご了承ください。
- ※混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

前回のご利用状況

	保土ヶ谷公会堂		旭公会堂			瀬谷公会堂		
	1日目	2日目	1日目	2日目	3日目	1日目	2日目	3日目
午前	140人	140人	120人	100人	100人	170人	130人	120人
午後	142人	170人	131人	76人	76人	192人	150人	104人

- 「年金受給者」、「給与所得者」、「小規模納税者」の所得税等及び消費税の確定申告書を作成して提出できます。
土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除きます。
※小規模納税者とは、事業所得、不動産所得又は公的年金以外の雑所得を有する者のうち、平成30年分の所得金額が300万円以下の場合、消費税の課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の場合をいいます。
- **提出のみの受付は行っておりません。**
※作成済みの申告書は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
※税理士による申告相談(検算など)を行った場合は提出できます。
- 来場者用の駐車場はございませんので、ご了承ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 相談は東京地方税理士会保土ヶ谷支部の税理士が行います。

マイナンバーについて

マイナンバーの記載は毎年必要です。

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



確定申告書等作成コーナーについて

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、申告書などがご自宅で簡単に作成できます。



www.keisan.nta.go.jp

○申告書作成会場は「日石横浜ホール」です

令和2年2月17日(月) から 3月16日(月)まで

開設期間

- ※ 土曜日・日曜日及び祝日を除く。
ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。
- ※ 受付は午前8時30分から午後4時まで
なお、相談開始は午前9時15分からです。

- 来場者用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
また、駐輪場のご用意もありませんのでご了承ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。

日石横浜ホール所在地：横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル1階
最寄駅：JR・市営地下鉄「桜木町駅」 徒歩6分

医療費控除について 領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費控除の明細書の記載例 様式は国税庁ホームページよりダウンロードできます。

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2月16日	●●病院	診療	3,000円 ①
3月16日	●●病院	診療	3,500円 ①
	▲▲薬局	医薬品	1,000円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9月12日	〇〇内科	診療	3,300円
		医薬品	1,100円 ③

令和 年分 医療費控除の明細書

1 医療費の通知に関する事項		氏名 国 税 太 郎	
医療費通知(※)を添付する場合、右記の1~3を記入します。 ※医療費控除が実行される医療費の額等を通知する書類で、次の4項目が記載されたものをいいます。 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)			
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	円
①	円	円	
2 医療費(上記1以外)の明細			
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国 税 太 郎	●●病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	6,500円



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国 税 太 郎	●●病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	6,500円
同 上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	1,000円
国 税 花 子	〇〇内科	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院・薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称が記載されたものをいいます。
(注)平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

令和元年分の申告と納付の期限について 納税は安心、便利な口座振替で!

	納 期 限	振替納税の引き落とし日
所得税及び復興特別所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
贈与税	令和2年3月16日(月)	—
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)